

答申保第16号  
平成22年8月9日  
(諮問保第18号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月12日付けで、「2005年12月31日に婦人相談所に避難した際、被害届を出したい旨を伝え、資料を提出したが、その後の処理について、公文書等にかかれてある私に関する内容の情報開示請求」及び「職員の対応状況について、私の事案がどのように処理されたのか明確になるように、私に関する記録」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月10日付け子ども第23号で「あなたが平成17年12月31日に来所された際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票中のあなたに関する情報」につき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月6日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は改ざんされており、〇〇〇側が起こした暴力事件の隠蔽のため、弁護士等により、先方の利益につながるよう捏造された文章である。

不開示部分についても、同様の理由で信憑性は全くない。

私と私の親族を侮辱する人権侵害を助長する決定を不当と考えるため、異議を申し立てる。

イ 一部開示された私の個人情報、事実と相違し、巧妙に改ざん、捏造されたものである。先方利益になるように後追いで作成されている。職員らの不正行為を隠蔽するため不都合な情報は省かれるなど非常に犯罪性の高い様相を呈している。処分決定前提としての行政庁の事実認定に誤りがある。この場合、裁量権の踰越、濫用に該当する。

ウ 条例15条の裁量的開示に該当する（犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上、有用性が配慮されるべき）と考えるので、処分の取り消しを求めたい。

また、私個人と親族の生命・財産等を守るという生存権に直結する事態につき、条例第13条第2号ただし書きイ、ウの絶対的公開事由にも該当するので、私は処分の取り消しを求め、行政庁の長の早急な対応を切に願う。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている婦人相談所の「相談記録票」は、相談者に対応するため、相談員が相談内容等を時系列で記録しているものである。

#### (2) 一部開示決定の理由

##### ア 異議申立人以外の個人に関する情報が記録されている部分

開示請求者以外の第三者に関する情報は、個人の権利利益の十分な保護を図ることから、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、不開示とした。

ただし、「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」については、大学の教授及び宗教法人の創始者であり、同号アに該当する慣行として開示請求者が知ることができるものとして、開示することとした。また、「〇〇〇」、「〇〇〇」は、鹿児島市役所の職員、「〇〇〇」、「〇〇〇」は県職員であることから、同号ウに該当する公務員である職員についても開示することとした。

##### イ 法人等に関する情報が記録されている部分

法人に関する情報は、開示することにより、風評被害等により営業及び収益に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第13条第3号（法人等に関する情報）のアに該当し、不開示とした。

ただし、「〇〇〇」については、宗教法人であり当該法人の権利等を害するおそれはないとして開示することとした。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

ウ 事務及び事業に関する情報が記録されている部分

県の機関及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報は、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、評価、診断、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）のウに該当し、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月4日	諮問を受けた。
8月4日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8日4日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月24日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年8月24日	諮問の審議を行った。
10月28日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
12月22日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として、実施機関が特定したのは、「異議申立人が、平成17年12月31日に来所した際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票」中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、同相談記録票の「異議申立人以外の個人に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報1」という。）、「法人等に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報2」という。）及び「事務及び事業に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報3」という。）を、それぞれ条例第13条第2号、第3号ア及び第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関の一部開示決定処分の取り消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号、第3号ア及び第7号ウの不開示情報に該当するかどうか及び異議申立人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 第三者情報（条例第13条第2号）該当性について

㊦ 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、個人の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名、鹿児島県婦人相談所（現在は鹿児島県女性相談センター）の非常勤職員の氏名及び特定の個人の氏名については、これを公表している事情は認められないことから、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報に該当すると主張するが、本件不開示情報1が同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び婦人相談所の職員の氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

(ア) 条例第13条第3号について

条例第13条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

(イ) 本件不開示情報2の条例第13条第3号ア該当性

同号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

本件不開示情報2は、特定の事業者の名称であるが、相談記録票において、関係者の相談者本人への対応について、相談内容として記録されたものと考えられる。

記載されている相談内容は、当該法人等にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、開示されることにより、当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 本件不開示情報2の条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものであるが、本件不開示情報2が同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件不開示情報2を条例第13条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 本件不開示情報3の事務事業情報（条例第13条第7号）該当性について

(ア) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本件対象保有個人情報である婦人相談所相談記録票は、実施機関が行う業務の一環として作成した文書であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は、県の機関及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報は、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、評価、診断、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

そこで、条例第13条第7号ウの該当性について、検討する。

(イ) 本件不開示情報3の条例第13条第7号ウ該当性

鹿児島県婦人相談所（現在は鹿児島県女性相談センター）は、要保護女子の保護更生を図るための公の施設として県が設置しているものであり、電話相談や来所相談に応じているほか、短期間の一時保護も行っている。

同相談所の相談記録票は、相談者に対応するため、相談者本人の住所、氏名、年齢、性別及び相談内容を記録しているものである。

相談記録においては、事務遂行上の必要から相談者の評価についても記載することは当然あるものと考えられるが、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、評価に必要な情報が提供されなくなるなど、県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

また、相談の内容によっては関係の専門機関との連絡調整、情報交換が必要なものもあり、関係機関との連絡調整・情報交換の内容が開示されることとなると、相手方の任意の協力が得られなくなるなど、県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

さらに、個人とのやりとりについても、相手方が守秘的な姿勢を示したりするなど、県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のことから、本件不開示情報3が開示されることとなると、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象不開示情報3を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 裁量的開示（条例第15条）該当性について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

異議申立人は、意見書の中で主張する事実を踏まえて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。」旨を主張している。

しかしながら、上記イ、ウ及びエのとおり、本件請求内容に係る保有個人情報は、条例第13条第2号、第3号又は第7号の不開示情報に該当するものと認められるところ、本件情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。